

模倣品・海賊版対策加速化パッケージ

2004年12月16日

知的財産戦略本部決定

「知的財産立国」の実現を目指す我が国にとって、模倣品・海賊版問題は緊急に解決すべき課題となっている。このため、本年5月27日、知的財産戦略本部は、模倣品・海賊版対策を重点の一つとして知的財産推進計画2004を取りまとめたが、その後も、模倣品・海賊版対策への取組みの重要性は、国内外で一層増大している。

国際的な動向を見ると、本年6月のG8サミット、本年10月のASEM、本年11月のAPEC及びASEAN+3などの国際会議では、いずれも、首脳会合において知的財産権の保護の必要性が強調された。また、米国、EUでは、本年10月、11月に相次いで模倣品・海賊版対策の強化を閣僚レベルで決定し、公表している。

他方、アジア地域を中心に、模倣品・海賊版問題は益々深刻化しており、我が国企業を巡る係争も頻発している。この結果、模倣品・海賊版対策の一層の強化を求める産業界の声が一段と高まっている。

このような国内外の状況や模倣品・海賊版対策の緊急性を踏まえ、我が国としても、2005年度の計画の策定を待つのではなく、模倣品・海賊版対策の実施を加速化し、国内外に政府としての断固たる姿勢を示していく必要がある。

とりわけ、国際的な取組みが活発になっている昨今、我が国においても海外市場対策が特に重要である。このため、海外における模倣品・海賊版対策を中心にこれを加速化する政府の行動計画を以下のとおり定める。

1 . 知的財産権の海外における侵害状況調査制度の整備

我が国企業の知的財産権に対する海外における侵害について、我が国事業者からの申立に基づく調査を実施し、その結果を踏まえ2国間協議等を行う制度を整備する。関係省庁は、模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議において定める具体的な手続きに従い、2005年3月を目途に関係省庁が連携して必要な体制を整備し、同年4月から実施する。(外務省、経済産業省、関係省庁)

2 . 日本政府による海外市場対策

(1) 在外公館等の機能強化

2004年度中に全在外公館において知的財産権侵害対策マニュアルを備えるとともに、知的財産担当官を明確にし、大使、総領事等を先頭に全館が一体として迅速に、模倣品・海賊版問題への対応を行う。また、企業への支援に当たっては、企業が利用しやすいよう配慮する。(外務省)

2004年8月に設置した「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」の利用促進を図るとともにJETROにおいても相談機能を充実し、各国・地域において在外公館との連携を強化する。(経済産業省、関係省庁)

(2) 侵害発生国の能力構築支援

侵害発生国との協力関係の下で、自国による模倣品・海賊版対策を促していくため、2005年3月を目途に侵害発生国に対する能力構築支援に関する戦略を策定する。

(文部科学省、経済産業省、関係省庁)

国別援助計画等の O D A 政策の策定・改正に当たっては、被援助国の開発ニーズを十分に踏まえ、必要に応じ、知的財産権に関する事項を盛り込む。(外務省)

アジア地域における一般国民や企業の知的財産に対する意識の向上を図るための啓発活動を促進する。(文部科学省、経済産業省、関係省庁)

(3) 当局間の連携強化

中国との間で進めている税関相互支援協定の締結に向けての最終作業を加速するとともに、E U との協定についても、早期合意に向けての協議を促進する。(財務省)

2 0 0 4 年度において日中及び日韓における警察当局間の知的財産侵害事犯に関する情報交換等の連携を強化する。(警察庁)

アジアにおける海賊版対策を推進するため、中国国家版權局や韓国文化観光部と文化庁との連携を強化する。(文部科学省)

日中韓首脳会合 (2 0 0 4 年 1 1 月) における合意を踏まえ、日中韓の特許庁間での連携強化を一層推進する。(経済産業省)

3 . 二国間協議による海外市場対策

(1) 日欧の連携強化

「アジアにおける知的財産権の執行に関する日・E U 共同イニシアティブ」(2 0 0 4 年 6 月) に基づく日欧の連携を強

化する。(外務省、関係省庁)

(2) 日米の連携強化

アジアにおける知的財産権のエンフォースメントに関する日米情報交換会合の開催(2004年11月)や、「日米規制改革イニシアティブ・情報技術(IT)作業部会」の枠組みなどを通じ、日米の連携を強化する。(外務省、文部科学省、経済産業省、関係省庁)

4. 多国間協議による海外市場対策

(1) 模倣品・海賊版の拡散防止

模倣品や海賊版が世界に拡散している状況に鑑み、模倣品・海賊版の拡散を防止するための条約や閣僚宣言の提唱などの拡散防止に必要な具体的方策について、国際的な議論を含め、検討を推進する。(外務省、経済産業省、関係省庁)

(2) 首脳・閣僚レベルでの議論の推進

G8サミット、APEC、ASEM、WTO、WIPO等の通商問題や知的財産問題を扱う国際機関・フォーラムにおいて、模倣品・海賊版問題が首脳をはじめハイレベルで取り上げられるよう、準備や働きかけを行う。(外務省、文部科学省、経済産業省、関係省庁)

(3) APEC

APEC首脳宣言及び閣僚共同声明(2004年11月)を踏まえ、APEC知的財産権に関する包括戦略、IPRサービスセンターの設置促進、IPR政策進捗マッピングの策定の取組みを推進する。(外務省、経済産業省、関係省庁)

5 . 模倣品・海賊版対策関連法案の推進

2005年通常国会への関連法案の提出を目指し、模倣品・海賊版対策に関連する関税定率法、不正競争防止法等の法律の見直しを進める。